

6土第500号
令和7年2月14日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長



公共工事の入札等における不正防止について

このたび、県発注工事の一般競争入札に係る入札情報の漏えいに関わったとして、官製談合防止法違反と公契約関係競売等妨害罪の疑いにより県職員及び建設業者の代表役員等が逮捕されるという事案が発生したことは極めて遺憾であり、公共工事の入札に対する県民からの信頼、ひいては建設業界の社会的信用を著しく失墜させるものであることから、断じて許されるものではありません。

県においては、公正、公平で透明性の高い入札制度の確立のため、これまでも入札制度の改善に取り組んできたところですが、今回の事案を受け、入札・契約に関する業務に関わるすべての関係者において、今後、いささかの疑念も抱かれることがないように、情報管理の徹底やコンプライアンスの強化を図るなどして、こうした不正行為の再発防止に取り組む必要があります。

については、貴職においても下記の事項に特に留意の上、貴会会員（組合員）に対し指導の徹底をお願いします。

記

- 1 各組織における経営、人事管理及び業務執行の各面にわたり、点検、改善を行うとともに、コンプライアンスを強化し、このような不正行為の根絶を図り、健全な事業活動を推進すること。
- 2 「刑法」、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」、「建設業法」等、関係法令を遵守し、入札の公正、公平を害する行為を行わないこと。